

自立支援サイクル構築支援事業業務委託企画提案競技募集要項

1 趣旨

大分県では、高齢者が元気に生活し続けることができる地域づくりを推進するため、自立に向けて支援が必要な高齢者を短期集中予防サービス等の自立支援型サービスにつなげるとともに、これらの自立支援型サービス終了後においても生活機能の維持が図られるよう、通いの場等の社会資源につなげる仕組み（＝自立支援のサイクル（別紙参照））を目指しているところ。

本業務は、総合事業の各サービス・活動の利用実態を把握するとともに、総合事業との連動を踏まえた通いの場の事業評価に取り組み、総合事業の更なる充実に向けた効果的・効率的な手法を学ぶ研修会を企画・実施する。

2 委託業務内容

（１）業務名

自立支援サイクル構築支援事業業務委託

（２）業務内容

別紙「自立支援サイクル構築支援事業業務委託仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約締結の日から令和８年３月３１日まで

（４）委託料の上限額

７，９７９，９７２円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画書作成上の条件

企画書作成に要する経費については、参加業者の負担とする。

4 募集及び企画提案競技スケジュール

- （１）公募開始 令和７年７月２９日（火）
- （２）質問票受付締め切り 令和７年８月８日（金）
- （３）参加申込書の提出締め切り 令和８月１５日（金）
- （４）提案書提出期限 令和７年８月２０日（水）
- （５）審査委員会開催 令和７年８月２７日（水）午前（予定）
- （６）審査結果通知 令和７年８月下旬

5 参加資格

次に掲げる要件すべてを満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していない者で

あること。

(2) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。

(3) 県との情報共有に必要な通信設備を有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。

(4) 大分県競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

※登載されていない者は必要書類を提出し、審査を受けること

(5) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。(電話・インターネット接続環境があることを前提とする。)

(6) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(7) 特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。

(8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(10) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(11) 大分県入札参加停止措置要件に該当する者でないこと。

6 提案方法

企画提案競技への参加を希望する者は、(1)①から⑤の書類を期限内に提出すること。

なお、「5 参加資格(3)」に示す大分県競争入札参加資格者名簿に登載されていない者については、⑥の書類を併せて提出すること。

(1) 提出書類

<必須書類>

① 企画提案競技参加申込書兼誓約書(様式1)

② 企画提案書(様式2)

③ 企画提案書(様式2)の添付資料(審査会でのプレゼン資料)

※共同企業体として参加する場合は、構成する全ての事業者分を提出すること

④ 定款（写し）

※法人のみ提出

⑤見積書（項目ごとに単価、金額等内訳を記載すること）

<該当者のみ>

⑥大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する資格を有していない者

- ・ 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ・ 取扱商品等調書
- ・ 納税証明書（県税）

大分県の県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明

- ・ 納税証明書（地方消費税）

国税（法人税、消費税および地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明

- ・ 登記簿謄本
- ・ 定款（写し）

※共同企業体として参加する場合は、参加資格を有していない者全ての事業者分提出すること

（２）提出期限・提出先

提案競技への参加申し込み

提出物：（１）提出書類①

期限：令和 7 年 8 月 15 日（金）12 時必着

提出先「10.問い合わせ・提出先」までメールにて提出すること。

提案書類の提出

提出物：（１）提出書類②から⑤、該当者のみ⑥も含む。

期限：令和 7 年 8 月 20 日（水）12 時必着

提出先「10.問い合わせ・提出先」までメールにて提出すること。

（３）その他

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 3）を提出すること

7 質問の受付及び回答

（１）質問受付方法

- ・ 提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、質問票（様式 4）を令和 7 年 8 月 8 日（金）12 時までに「10 問い合わせ・提出先」までメールにて提出すること。

（２）回答方法

- ・ 質問に対する回答は令和 7 年 8 月 13 日（水）を目途に、大分県の HP に公表する。

8 審査方法・審査基準

(1) 審査方法

- ・審査は、提案競技審査委員会で行い、応募者によるプレゼンテーションおよび質疑応答を実施する。
- ・プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書に基づき行う。プレゼンテーション時間は15分、質疑応答は10分を予定している。
- ・審査はWeb会議（Zoom）により実施予定としている。
- ・応募者が1者のみの場合は、プレゼンテーション審査を行わず、書類審査のみを実施することもある。
- ・事前に書類審査を行う場合もある。

(2) 審査基準

別添「自立支援サイクル構築支援事業業務委託に係る提案競技審査委員会審査基準」のとおり。

(3) 評価基準

合格基準: 提案内容に基づき、60点（満点100点）以上を合格基準とし、これに満たない場合は再度公募することとする。

提案内容が特に実現性を欠く等の特別な理由がある場合、評価基準に基づき低評価とすることがある。

(4) 審査日程

- ・日程は、令和7年8月27日午前に予定している。
- ・詳細な日程については参加者数が確定後、各事業者に通知する。

(5) 審査結果の通知

- ・審査結果は、提案者全員に速やかにメールで通知する。また、結果は大分県庁ホームページにも掲載される。
- ・結果に対する異議申立ては受け付けない。審査内容に関する問い合わせには一切応じない。

(6) その他

- ・審査委員に対して不正行為を行った場合、その結果に影響を与えた場合、契約を締結しないものとし、契約後に不正行為が発覚した場合は、契約を無効とする。
- ・公正な審査を妨害する行為は禁止され、これに該当する場合は失格となる。

9 その他

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ① 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又は記名のない参加申込書により参加申込をしたもの。
- ② 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ③ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- ④ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。

- ⑤ 本要項 6（１）に示す提出書類がないもの。
- ⑥ 契約限度額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ⑦ 不正行為が行われたと認められるもの。

（２）企画提案競技の停止、中止及び取り消し

- ・ 緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。
- ・ なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。

（３）その他

- ① 県は受託者に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議・調整したうえで、委託契約を締結する。
- ② 事業実施にあたっては、県と協議のうえ、進めるものとする。
- ③ 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- ④ 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- ⑤ 参加者から提供された従業員等の個人情報、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いないこととする。
- ⑥ 上記に示す個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に従うこととする。

10 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県福祉保健部高齢者福祉課

TEL097-506-2694／E-mail a12300@pref.oita.lg.jp

大分県の目指す姿

地域での「自立支援のサイクル」を構築

